

# 岩室村指定給水装置工事事業者名簿

平成15年4月1日現在

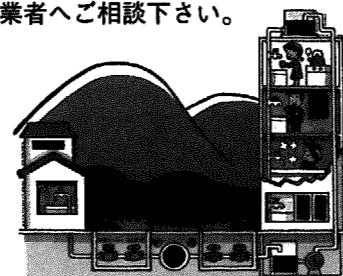
工事事業者名	住所	電話番号
(有)しらい住設システム	石 瀬	0256-82-2078
(有)佐野水道工業	岩 室	0256-82-2232
山 上 設 備	夏 井	0256-82-3505
大 裕 設 備	西 中	0256-82-4828
エ ス テ ー エ ヌ	西 中	0256-82-2224
伊 藤 工 業	周瀬1区	0256-85-2137
(有)岩室電機商会	和納2区	0256-82-3139
(株)早川設備岩室営業所	和納3区	0256-82-4499
中沢ガス水道工事店	和納7区	0256-82-4578
小 林 住 設	和納12区	0256-82-5563
本田土木建設(株)	和納三田	0256-82-4555
大 岩 住 設	原	0256-82-2719
土 田 住 設	高 橋	0256-82-3141
(株)西 久 保	吉 田 町	0256-93-2134
(有)三恵設備工業	吉 田 町	0256-92-2284
(有)霜 鳥 設 備	吉 田 町	0256-93-4552
(株)新潟コンステック	吉 田 町	0256-92-4197
(株)蒲原設備工業	吉 田 町	0256-93-2704
猪 股 住 宅 設 備	吉 田 町	0256-93-4622
(株)廣瀬西蒲営業所	吉 田 町	0256-92-3009
(株)橋本電気商会	吉 田 町	0256-93-2531
(株)水倉組巻支店	巻 町	0256-72-6107
(株)寺 澤 設 備	巻 町	0256-72-3817
エ ヌ エ ス 工 業(株)	巻 町	0256-72-8111
(株)梨 本 組	巻 町	0256-76-2531
フ シ タ 管 工	巻 町	0256-72-8203
(有)永 井 管 工	巻 町	0256-73-2724
長 沼 冷 暖 房(株)	巻 町	0256-72-5002
佐 藤 建 設(株)	巻 町	0256-72-2085
(株)吉 田 建 設	巻 町	0256-72-2391
(有)タ ナ カ 設 備	巻 町	0256-73-2211
永 野 設 備	巻 町	0256-72-3531

工事事業者名	住所	電話番号
(株)水 庄 建 設	巻 町	0256-72-2160
(有)巻 設 備 工 業	巻 町	0256-72-3895
栄 進 工 業	巻 町	0256-72-7997
(株)早 川 設 備	燕 市	0256-62-4599
(有)丸 英	燕 市	0256-63-8181
(株)白 倉 設 備	燕 市	0256-63-5469
(株)繁原設備工業	燕 市	0256-63-9135
(有)三 和 設 備	燕 市	0256-62-6169
(有)藤 井 設 備	燕 市	0256-64-2887
(有)佐野ガス水道工事店	燕 市	0256-63-2618
(株)保倉設備工業	燕 市	0256-64-5168
(株)藤 沢 総 業	燕 市	0256-66-2034
(株)鈴 木 組	燕 市	0256-63-2059
(有)本 金 設 備	燕 市	0256-63-5840
(株)マ ル ヤ マ	弥 彦 村	0256-94-2119
朝 日 電 業(株)	弥 彦 村	0256-94-2296
(株)河 村 組	弥 彦 村	0256-94-2069
(有)渡 辺 設 備 工 業	西 川 町	0256-88-6207
(株)志 登 屋 工 業	西 川 町	0256-88-3101
(有)古 島 設 備	西 川 町	0256-88-2271
吉 崎 冷 熱(株)	潟 東 村	0256-70-5005
(株)創 建	新 潟 市	025-280-4554
研 冷 工 業(株)	新 潟 市	025-281-4800
(有)一 不 二 配 管 工 業	新 潟 市	025-287-2200
高 徳 工 業(株)	新 潟 市	025-265-4657
(株)ナカムラ三条店	三 条 市	0256-31-2252
(株)ケ ン オ ウ	三 条 市	0256-35-5161
(株)松 崎 商 会	中 之 口 村	025-375-3724
小 林 設 備(株)	中 之 口 村	025-375-3183
(株)渡 大 組	中 之 口 村	025-375-3033
小 野 工 業(株)	白 根 市	025-373-3611
(株)清 水 配 管	見 附 市	0258-66-2441

\*住宅の新築、増改築工事にとりまう、水道工事または修理は上記の工事事業者へご相談下さい。

\*こんなときには、届け出を行って下さい。

1. 引越し等で、長い期間水道を使用しないとき。
2. 水道の所有者、使用者が変わるとき。
3. 水道を使用したいとき。



水道のことは…

上下水道課 ☎82-3150 へお問い合わせ下さい。

●平成15年4月から、恩給受給権調査申立書に村長の証明は不要となりました。

平成15年4月から、総務省人事・恩給局において住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、恩給受給者の本人確認ができるようになりました。

このため、恩給受給者の方は、引き続き恩給を受ける権利があるかどうかを確認するために提出していた「恩給受給権調査申立書(ハガキ)」に岩室村長の証明(住民課窓口で村長の証明印を受けていたもの)を受ける必要がなくなりました。

## パスポート

●平成15年4月から、パスポート申請に住民票の写しの提出が不要となりました。

平成15年4月1日から、これまで住民票の写しで行われていた申請者の本人確認が住民基本台帳ネットワークシステムで行われることに伴い、パスポート申請に「住民票の写し」の添付が不要となりました。なお、戸籍の謄本・抄本についてはこれまでどおり提出が必要です。

恩給受給権調査申立書・パスポート申請の「住民基本台帳ネットワークシステム」利用開始で村長の証明や住民票の写しの提出が不要となりました。

### =新しい「岩室村教育委員会委員」に乙川南知子さん(和納12区)が就任=



3月の定例議会において、海老名二郎教育委員会委員(和納三田)の任期満了退任に伴う同委員会の選任が行われ、乙川南知子さん(和納12区)が就任されました。

### =後藤秋男さん(和納12区)が「行政相談委員」に委嘱されました=



平成15年4月1日付けで、後藤秋男さんが総務大臣から行政相談委員に委嘱(再任)されました。行政相談委員は国の仕事、国が県や市町村に委ねている仕事について、住民の皆さんからの意見や要望・疑問や苦情を受けてその相談に応じ、国や関係機関に必要な連絡を行うなど、皆さんの疑問や苦情の解決に努めることを役割とする身近な相談相手です。

### 4・5・6月は暫定賦課の(1期~3期分)納付書をお送りします。

~国民健康保険税(仮算定)~

4月中旬に、平成15年度国民健康保険仮算定納税通知書をお送りさせていただきましたが、これは14年度分の保険税額を元に仮算定した暫定的なものです。

平成15年度の正式な国民健康保険(医療分・介護分)の税額については、7月に本算定を行って決定し、7月中旬に納付書・決定通知書を送付してお知らせします。

所得の少ない世帯は保険税が軽減されます。前年度の所得が比較的低い世帯に行う制度です。【均等割額と平等割額】について、前年度の所得に応じて7割・5割・2割軽減します。

この軽減を受ける世帯のなかで2割の軽減を受ける世帯に限り、軽減の申請書を村長に提出してもらうことになっています(7割・5割の軽減世帯の申請書の提出は不要です)。

2割軽減世帯には【申請書】を6月中旬にお送りしますので忘れずに税務課(☎82-5716)へ提出してください。

※軽減対象世帯であっても、平成14年分の所得「住民税」申告をしていない世帯は軽減を受けることができません。申告してない方は、早めにご連絡ください。(申告については巻務課 ☎72-2357まで)